事業用発電パネル税の概要

税目名	事業用発電パネル税(法定外目的税)	徴収方法	普通徴収
課税客体	発電事業(市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し発電を行う事業)		
税収の使途	防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用		
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積 ※ 事業区域が市の区域外にわたる場合には、市の区域内にあるパネルの総面積 ※ FIT認定出力が、 ・50kW以上の事業者・・・パネル総発電容量 1 kWに6を乗じて得た値 ・50kW未満の事業者・・・発電認定容量 1 kWに6を乗じて得た値 を総面積(㎡を単位とする値)とみなす、課税標準の特例あり		
納税義務者	発電事業者		
税率	1 ㎡につき50円		
収入見込額	(初年度)約1.1億円 (平年度)約1.1億円	 徴税費用見込額 	(初年度)約4.8百万円 (平年度)約4百万円
非課税事項等	(1)建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業 (2)発電認定容量が10kW未満の太陽光発電設備による発電事業 (3)発電認定容量が50kW未満の太陽光発電設備による発電事業であって、その事業区域に次に掲げるいずれの地域も含まないもの ア 岡山県砂防指定地等管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地 イ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域 ※ 上記の場合において、実質的に同一または共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備が一体性を有するものと市長が認めるときは、関係する太陽光発電設備全てのFIT認定出力を合算した値をもって、(2)、(3)の出力とみなす ・ その他、太陽光発電事業者が地域住民等との円滑な関係を維持するために、寄附金を支出した場合には、前年中に支出された当該寄附金の額を本税から控除(上限20%)することができる		
課税を行う期間	本税施行後5年を目処として社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする		

法定外税に係る同意基準

同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。 (地方税法第261条、第671条、第733条)

- 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこ
- ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

【参考】地方税法(抄)(法定外税目的税関係)

(法定外目的税の新設変更)

- 第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。
- 2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項 及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項にお いて同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合 計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるもの がある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会に おいて、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(総務大臣の同意)

- 第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目 的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

処理基準及び留意事項等

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄) (平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、<u>実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含む</u>ものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、<u>住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、</u> 課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、<u>課税の目的、内容及び方法、流通の状況、</u> 流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における 物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、<u>経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするもの</u>をいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、<u>課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断</u>して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

(参考) 留意事項等通知

総税企第179号 平成15年11月11日

各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局長

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する 同意に係る処理基準及び留意事項等について

このたび、総務大臣が法定外普通税又は法定外目的税(以下「法定外税」という。)の新設又は変更について同意する際の処理基準、標準処理期間及び協議の申出に係る手続、並びに法定外税の検討に際し、留意することが望ましいと考えられる事項について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県においては、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について(平成14年5月7日付け総税企第95号)」は廃止します。

(別添)

法定外税の新設又は変更に対する同意 に係る処理基準及び留意事項等

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

- (1) から(3) までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。
- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策及び租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

第2. 法定外税の「新設」

地方団体の新設合併により消滅した地方団体の全てが課税客体、課税標準、税率等を同じくする同種の法定外税を課税していた場合において、当該新設合併により新設された地方団体が当該同種の法定外税を課税するために行う条例の制定については、課税の実態が従前と同一であり、地方税法第259条第1項、第669条第1項及び第731条第2項の規定に基づき総務大臣への協議・同意が必要となる法定外税の「新設」には当たらないものである。

第3.標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

第4.協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書(別記第1号様式)正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税 (法定外目的税) 総括表 (別記第2号様式) 又は変更法定外 普通税 (法定外目的税) 総括表 (別記第3号様式)
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 法定外普通税(法定外目的税)収入見込額調(別記第4号様式)
- (5) 地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項に規定する特定納税義務者(第5.2.(4)において「特定納税義務者」という。)がある場合には、都道府県又は市町村の議会において聴取した当該特定納税義務者の意見を記載した資料
- (6) その他参考となるべき調書

第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

- 1. 地方税法に定める非課税規定(第262条、第672条、第733条の2)について 地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。
 - (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
 - (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びに これらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの(労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償)

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税 を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか などについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済 施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の 負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であ ること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。